平成30年度予算概算決定の概要 (輸出促進関連)

食料産業局 輸出促進課

	全	体	版	
•	_	1 1 1	1111	4

農	*水産業の輸出力強化・・・・・・・・・・・・1
【個	別事業】
1	海外需要創出等支援対策事業 ・・・・・・・・・・4
2	輸出環境整備推進事業 ・・・・・・・・・・・6
3	輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫
坎	策事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・8
4	家畜生産農場清浄化支援対策事業 ・・・・・・・・10
5	海外農業・貿易投資環境調査分析事業 ・・・・・・・12

平成29年12月

農林水産省

46 農林水産業の輸出力強化

【5, 769 (5, 213) 百万円】

対策のポイント -

「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、オールジャパンでの戦略的で一貫性のあるプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出、輸出環境の整備を推進し、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

く背景/課題>

- ・平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」(以下「輸出戦略」という。)が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を着実に実行していくことが重要です。
- ・このため、官民一体となって「輸出戦略」に基づき海外需要の創出、商流確立・拡大に取り組むとともに、諸外国の輸入規制の撤廃・緩和等の輸出環境整備に集中的に取り組む必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

(7,502億円(平成28年)→1兆円(平成31年))

<主な内容>

1. 海外需要創出等支援対策事業

3, 439 (3, 219) 百万円

- (1) 海外販売促進活動の強化
 - ① 戦略的輸出拡大サポート事業

海外における日本産農林水産物・食品の需要創出の取組を更に強化するため、 JFOODOによる重点的・戦略的プロモーションやJETROによる輸出総合 サポート等の取組を支援します。

補助率:定額

事業実施主体: IETRO

② 品目別等輸出促進対策事業

輸出戦略に基づき実効性のある取り組みを進めるため、輸出戦略実行委員会の下で検討した品目別取組方針に基づき、品目別輸出団体がオールジャパンで取り組む活動を支援するとともに、具体的な輸出拡大が見込まれる分野・テーマに関する販路開拓等の取組を支援します。

✓ 委託費、補助率:定額、1 / 2)✓ 委託先、事業実施主体:民間団体等)

(2) 食文化発信による海外需要創出加速化事業

海外における日本産農林水産物・食品の需要を喚起するため、トップセールス、 海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにお ける日本産食材の活用推進等の取組を支援します。

委託費、補助率:定額 委託先、事業実施主体:民間団体等)

<各省との連携>

- 外務省及び経済産業省
 - ・新興市場開拓に向けて、在外公館等とも連携して海外でのプロモーションを実施。 JETRO等と連携しながら、事業者発掘から商談支援までの総合的なサポート体制を強化

2. 輸出環境整備推進事業

565(293)百万円

輸出環境整備に係る政府間交渉において必要となる情報・科学的データの収集・ 分析等を実施するとともに、自ら輸出環境の整備(既存添加物の登録等)に取り組 む事業者を支援します。

> 委託費、補助率:定額、1/2以内、 委託先、事業実施主体:民間団体等,

<各省との連携>

- 外務省及び厚生労働省
 - ・政府間交渉と食品衛生の観点から連携し、輸出環境整備を促進
- 3. 輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備

1, 047(1, 004) 百万円

国産農林水産物の輸出を促進するため、我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立、輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積、産地が輸出先国の検疫条件や残留農薬基準を満たす農産物を生産するための技術的サポート、家畜疾病対策等を実施します。

委託費、補助率:定額、1/2以内 委託先、事業実施主体:国、都道府県、民間団体等)

4. 海外農業 望易投資環境調查分析事業

719(697)百万円

農林水産物・食品の輸出拡大や食産業の海外展開の促進に向け、官民協議会等の開催、諸外国の制度・投資環境等の専門的調査、二国間政策対話等での官民連携による働きかけ・PRの実施、食産業インフラを浸透させるための取組支援を実施します。

委託費、補助率:定額 委託先、事業実施主体:民間団体等

<各省との連携>

- 〇 経済産業省
 - ・クール・ジャパン推進機構と連携して食産業のグローバル展開を推進
- ※ 海外販売促進活動の強化と輸出環境整備(1(1)、2の事業で実施) 3.587(2.847)百万円

お問い合わせ先:

1 (1)、2の事業

食料産業局輸出促進課 (03-3502-3408)

1 (2) の事業

食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-0481)

3の事業のうち植物防疫関係

消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5976)

動物衛生関係

消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)

4の事業 大臣官房海外投資・協力グループ(03-3502-5914)

食料産業局輸出促進課 (03-3502-3408)

海外需要創出等支援対策事業

及び輸出に取り組む事業者への総合サポート

戦略的マーケー・ソグの強化

- 戦略的にマーケティングを強化する国・地域及び品目を絞り込み、 売り込むべきメッセージを明確にしたJF00DOによるマーケティング 戦略の策定・実行を支援
- 輸出に取り組む事業者が、具体的な成果を上げるための、JETRO
- 商談会等に参加する事業者等に対してセミナーの開催、相談対 による以下の取組を支援
- 国内外の商談会及び海外見本市への出展支援

目別等のオールジャパンでの輸出促進支援 品

- 品目別の取組方針に基づき、オールジャパンでの取組を支援 具体的な輸出拡大が見込まれる分野、テーマに対する販路開拓
 - 等の取組を支援

食文化発信による需要開拓

等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組 トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人

【海外需要創出等支援対策事業 34(32)億円】

輸出環境整備推進事業

政府間交渉のための情報収集・分析等

原発事故による諸外国・地域の輸入規制等に係る政府間交渉の ために必要となる、科学的データの収集・分析等を実施

輸出環境課題の解決に向けた支援

日本の既存添加物等を米国等へ登録するために必要なデータ収 集等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者への支援を実施 6(3)億円 【輸出環境整備推進事業

輸出促進に資する動植物検疫等の環境整(

輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策

- 我が国に有利な国際的検疫処理基準の確立
- 産地が輸出先国の検疫条件や残留農薬基準を満たす農産物を 輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積

産するための技術的サポート

輸出の前提となる家畜疾病対策

畜産物の輸出促進に資するよう、慢性疾病等の家畜疾病対策を

10(10)億円】 【輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備

輸出拡大に資する食産業の海外展開等の促進

の官民連携による働きかけ・PRの実施、食産業インフラを浸透させる 諸外国の制度・投資環境等の専門的調査、二国間政策対話等で ための取組支援

【海外農業・貿易投資環境調査分析事業 7(7)億円】

海外需要創出等支援対策事業

【3, 439 (3, 219) 百万円】

- 対策のポイント ―

「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等に対する商談マッチング、新たな販路 開拓支援などを行い、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

<背景/課題>

- ・平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」(以下「輸出戦略」という。)が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を着実に実行していくことが重要です。
- ・このため、官民一体となって「輸出戦略」に基づき商流確立・拡大に向け、輸出に取り 組む事業者に対するきめ細やかなサポートに加え、品目別輸出団体等によるオールジャ パンの輸出促進に対する支援が必要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大 (7,502億円(平成28年)→1兆円(平成31年))

<主な内容>

1. 戦略的輸出拡大サポート事業 2,096(1,601)百万円 海外における日本産農林水産物・食品の需要創出の取組を更に強化するため、JFOODOによる戦略的に取り組む国・地域と品目の組み合わせの絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にしたマーケティング戦略の策定・実行を支援します。また、JETROによる輸出への総合的な支援としての、国内外の商談会及び海外見本市への出展支援、商談会等に参加する事業者等へのセミナーの開催、輸出に関するアドバイス等の取組を支援します。

補助率:定額) 事業実施主体: JETRO)

2. 品目別等輸出促進対策事業

927 (953) 百万円

輸出戦略に基づき実行性のある取組を進めるため、輸出戦略実行委員会の下で検討した品目別取組方針に基づき、品目別輸出団体がオールジャパンで取り組む活動を支援するとともに、具体的な輸出拡大が見込まれる分野・テーマに関する販路開拓等の取組を支援します。

委託費、補助率:定額、1/2 委託先、事業実施主体:民間団体等

3. 食文化発信による海外需要創出加速化事業 416(665)百万円 海外における日本産農林水産物・食品の需要を喚起するため、トップセールス、 海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援します。

委託費、補助率:定額 委託先、事業実施主体:民間団体等

お問い合わせ先:

1、2の事業食料産業局輸出促進課(03-6744-7172)3の事業食料産業局食文化・市場開拓課(03-6744-0481)

海外における日本産農林水産物・食品の需要創出の取組を更に強化するため、官民一体となって「輸出戦略」に基づく商流確立・拡大に向けて、輸出に取り組む事業者に対するきめ細やかなサポートに加え、品目別輸出団体等がオールジャパンで取り組む輸出促進に対する活動に支援を行います。

戦略的輸出拡大サポート事業

OJFOODOによる戦略的に取り組む国・地域と品目の組み合わせの絞り込 み、売り込むべきメッセージを明確にしたマーケティング戦略の策定・実行を 支援します。



JFOODO







食文化発信による海外需要創出加速化事業

セールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、 海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援します。 ○海外における日本産農林水産物・食品の需要を喚起するため、トップ







每外見本市



目別等輸出促進対策事業 믒

○輸出戦略実行委員会の下で検討した品目別取組方針に基づき、品 目別輸出団体がオールジャパンで取り組む活動を支援するとともに、 具体的な輸出拡大が見込まれる分野・テーマに関する販路開拓等の 取組を支援します。







OJETRO[28

- ⅰ)商談会等に参加する事業者等に対してセミナーの開催、相談等対応 ||)国内外の商談会及び海外見本市への出展支援
 - 等の取組を支援します





輸出環境整備推進事業

【565(293)百万円】

対策のポイント

諸外国の輸入規制の撤廃・緩和等の輸出環境整備のため、政府間交渉に必要な情報・データの収集等を実施するとともに、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者を支援します。

<背景/課題>

- ・平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を着実に実行していくことが重要です。
- ・輸出環境整備に向けた取組として、原発事故に伴って導入された諸外国の輸入規制の撤 廃・緩和等の政府間交渉に必要となる科学的データの収集や、現行では輸出先国で使用 が認められていない既存添加物の登録申請等の輸出環境課題の解決に取り組む民間団体 等への支援が重要です。

政策目標 ——

農林水産物・食品の輸出額を拡大 (7,502億円(平成28年)→1兆円(平成31年))

<主な内容>

1. 政府間交渉のための情報収集分析等

100(100)百万円

原発事故に伴って導入された諸外国における日本産農林水産物・食品の輸入規制等 の撤廃・緩和を図るため、政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析 等を行うとともに、日本の農林水産物・食品についての現地視察を行うために外国政 府の規制担当行政官を我が国に招へいします。

委託費 委託費

2. 輸出環境課題の解決に向けた支援

464(193)百万円

日本産食品に多く含まれる既存添加物や、日本で利用可能な農薬等の使用が米国 等で認められるために行うデータ収集等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者へ の支援を行います。

> (補助率:定額、1/2以内) 事業実施主体:民間団体等

「お問い合わせ先:食料産業局輸出促進課 (03-3501-4079)]

輸出環境整備推進事業

【平成30年度予算概算決定額:565(293)百万円】

平成31年の農林水産物・食品の輸出額目標1兆円を達成するため、輸出先国の規制など輸出促 進の阻害要因となっている課題の解決に向けた取組を行います

原発事故に伴って諸外国で導入された輸入規制等の輸出環境課題の解決に向けた政府間交渉に必要となる科学的 データの収集・分析等を実施 一夕の収集・分析等を実施

泰諾先

調査委託 変渉に必要となる情報・データ の収集・分析等を実施

農林水産省

輸出環境課題の解決に向けた働きかけ・交渉 輸出先国の規制担当行 政官を招へい

糧出光田

輸出環境課題の解決(既存添加物・農薬の登録、検疫等条件への対応、国際的認証取得等)に取り組む民間団体 等への支援を実施

輸出先国が農薬の残留基準値を設定するために必要な申請(インポートトレランス申請)

丑

纙

試験データ

既存添加物の登録申請

朱

H

国際的に通用する認証や、他国産との差別化が図られる規格・認証の取得等

農林水産物・食品の輸出拡大

輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策事業費 (拡充)

【190(179)百万円】

- 対策のポイント -

諸外国への輸出が禁止されている農産物について、解禁要請から植物検疫 条件の協議、輸出解禁、輸出のための産地形成までのあらゆる段階における 植物検疫上の技術的な課題への対応を段階的かつ切れ間なく戦略的に実施し ます。

く背景/課題>

- ・平成28年度に取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を踏まえた輸出拡大を図るためには、植物検疫条件の協議から産地形成までのあらゆる段階において、植物検疫にかかる技術的な課題を解決することが必要となっています。
- ・このため、植物検疫協議の期間を短縮するために必要となる技術的データの蓄積や我 が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準が策定されるような取組、設定された輸出条 件に産地が対応するため専門家による技術的サポートを切れ間なく行うことが重要で す。

政策目標

- ○検疫協議に要する期間の約3割短縮(平均9年→6年)による輸出拡大
- 〇我が国の輸出に有利な検疫処理基準の確立による輸出拡大
- ○輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の確立・普及による輸出拡大

<内容>

- 1. 事業内容
- (1)輸出植物検疫協議の迅速化

67(91)百万円

輸送過程における管理までを視野に入れた複数の検疫措置を組み合わせたシステムズアプローチ等、相手国に提示できる**検疫措置案の調査・実証**及び病害虫の発生状況等に関する全国調査を行い、協議に必要なデータを取りまとめる**全国的なサーベイデータの蓄積及び分析**を行います。

(2) 我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立、実証(新規)

50(一)百万円

我が国から輸出しようとする農産物について、輸出相手国が侵入を警戒する有害動物の殺虫効果に関するデータを蓄積して**検疫処理技術を確立**し、国際機関と連携の下、本技術の**国際基準化を新たに推進**します。

(3) 輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備(拡充)

72(88)百万円

輸出先国の規制・条件に合致した農産物を**産地が確実に輸出するための技術的なサポートに加え、**新たに流通面等の検討が必要となる携帯品(おみやげ)の検疫受検円滑化モデルの導入に取り組む産地への技術的なサポート等を実施します。

- 2. 委託先 民間団体等
- 3. 事業実施期間 (1) 平成29年度~30年度
 - (2) 平成30年度~31年度
 - (3) 平成29年度~31年度

「お問い合わせ先:消費・安全局植物防疫課 (03−3502−5978)

輸出解

禁

輸出植物検疫協議から産地形成までのあらゆる段階における植物検疫上の対策を段階的かつ切れ間なく戦略的に実施

各国との輸出植物検疫協議の迅速化

輸出植物検疫協議に必要な技術的データ 等の蓄積を、都道府県等との連携の下で 集中的、体系的に進め、協議を迅速化す るための取組

1. 生産〜輸送過程で検疫措置を 組み合わせた検疫措置案の 調査・実証









フェロモン 効率的防除

X線選果 低温輸送

2. 病害虫の発生状況に関する 全国的なサーベイデータの 蓄積及び分析

我が国に有利な国際的 検疫処理基準の策定

我が国の輸出に有利な植物検疫処理基準を確立して輸出拡大を図るとともに、今後の国際的な基準策定を推進するための取組

1. 国際基準に採用された処理で、世界各国の条件をクリア

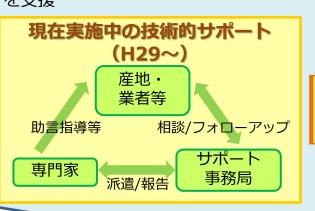


輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備

輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の確立・普及を図るため、検疫や防除の専門家から構成される技術的サポート体制を整備し、産地の取組を支援

拡

充



新たな取り組み (H30~)

- 1. サポートの対象を携帯品としての持ち出しに取り組む産地へも拡大
- サポート事例集の作成

円滑な輸出の促進

家畜生産農場清浄化支援対策事業(拡充) 【577(581)百万円】

- 対策のポイント -

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病の清浄化・発生予防に向け、農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組を推進します。

く背景/課題>

- ・家畜の伝染性疾病の**清浄化には地域一体となった取組が重要**であり、生産者が主体的 に疾病の清浄化対策を進めていくことが必要です。
- ・全国的に拡大防止や清浄化を進めるべき伝染性疾病(牛のヨーネ病、EBL、牛ウイルス性下痢・粘膜病)について、発生農場等における重点的な検査や感染家畜の自主とう汰等を推進することが必要です。また、全国的にほぼ清浄化を達成した豚のオーエスキー病についても、清浄性を維持・確認するための積極的な検査等が必要です。
- ・さらに、各地域において、今のところ地域限定的であるものの、著しく生産性を阻害 しており、また将来的に全国に感染が拡大し得る疾病が認められるため、これらの疾 病に対する地域一体となった拡大防止や清浄化対策を推進することが必要です。
- ・平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正により、生産者が遵守すべき飼養衛生管理基準が強化されたことから、同基準に基づく管理を早期に徹底するため、生産者による 飼養衛生管理の向上に対する取組を支援することが必要です。

政策目標

- ○家畜の伝染性疾病の感染拡大防止・清浄化の推進
- ○地域一体となった慢性疾病対策への意識向上
- 〇生産者による飼養衛生管理の向上
- 〇吸血昆虫が媒介する流行性疾病の発生予防

<内容>

1. 事業内容

- (1)疾病清浄化支援対策(拡充)
 - ① 牛疾病防疫支援対策

牛のヨーネ病、EBL、牛ウイルス性下痢・粘膜病に対し、感染拡大の防止及び清浄化を推進するため、移動予定牛や発生農場等の重点的な検査及びリスク牛のとう汰、共同放牧場での吸血昆虫の駆除対策(EBL)等を支援します。

② 豚疾病防疫支援対策

豚のオーエスキー病の清浄性を維持・確認するため、清浄地域における抗体検査等を支援するとともに、国内での豚コレラの発生に備え、緊急接種用の豚コレラワクチンの備蓄等を支援します。

③ 地域慢性疾病清浄化支援対策

地域で課題となっている慢性疾病の清浄化に向け、関係者一体となった取組を推進するため、農場カルテや地域カルテの作成等を支援します。

(2) 農場飼養衛生管理強化·疾病流行防止支援対策

生産者による飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等による衛生指導を受けるための取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病の予防のための組織的なワクチン接種の取組を支援します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額、1/2以内

4. 事業実施期間 平成29年度~35年度

「お問い合わせ先:消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)]

(地域慢性疾病清浄化支援) 家畜生産農場清浄化支援対策事業



慢性疾病の存在…

生産性が低下し、農家の収入減少につながる。 発育不良や治療を要する個体の増加により、

【農場単独で行う疾病対策】

(問題点)

- 原因の究明はできたか?
- 飼養条件の問題に気付くか?
- 地域的なまん延はあるか?
- 接種 適切なワクチンの種類と、 時期の選択は?

個別の取組には限界

清浄化へのモチベーションが低下 取組の成果が目に見えないと、

対策の中断

結果につながり <u>(</u>) () ()

【関係者一丸で行う疾病対策】



農場カルテの作成

■ 旅費、カルテ作成費等を助成 地域カルテの作成



↓ 旅費、カルテ作成費等を助成



関係者一丸で行う対策



定期的な検討会

旅等を助成

■ 検査費、対策費、



検討会開催費、旅費等を助成

- 個別課題の把握と適切な対策の実施 衛生意識の向上と有用な情報の共有

モチベーション の維持

有用な対策の 継続実施 日標:疾病の清浄化、生産性の向上、地域衛生レベルの向上

海外農業 • 貿易投資環境調査分析事業 [拡充]

【719(697)百万円】

- 対策のポイント -

農林水産物・食品の輸出拡大や食産業の海外展開の促進に向け、官民協議会や二国間政策対話等に加え、諸外国の制度・投資環境等の調査・分析や、民間企業等の新たな事業展開に係る支援を実施します。

く背景/課題>

- ・平成 28 年 5 月に取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、日本からの農林水産物・食品の輸出拡大や、我が国食産業※の海外展開を図っていくことが必要とされています。
- ・このため、**グローバル・フードバリューチェーン戦略**に基づき、官民協議会、二国間 政策対話、官民ミッション等により、**フードバリューチェーンの構築**に取り組んでい くことが必要です。
- ・また、これらに取り組むためには、**相手国における規制の実態や新たな事業展開の可能性の調査**等により、更なるビジネス環境の整備を推進する必要があります。
 - ※ 食産業とは、農林水産物の生産から食品製造・加工、流通、消費に係る幅広い産業を指し、花き、種苗、農業関連資材、農業機械・食品加工機械など関連する産業も含む。

政策目標

- 〇農林水産物・食品の輸出額を拡大
 - (7,502 億円 (平成 28 年) → 1 兆円 (平成 31 年))
- 〇海外におけるフードバリューチェーンの拠点構築などを通じた我が国食産業の 海外展開の促進

く主な内容>

1. 官民協議会等の実施

民間企業・団体、関係省庁等が参加する「**グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会**」等を開催し、相手国におけるビジネス環境に関する情報や問題意識を 共有するとともに**優先課題を特定**します。

- 2. 諸外国の制度・投資環境等の専門的調査
 - 二国間政策対話等の場で有効な政策提言を行うため、**相手国の農業、貿易・投資政策等に関する専門的調査**を実施します。
- 3. 二国間対話等での官民連携による働きかけ・PR の実施
 - 二国間政策対話等を開催するとともに、官民フォーラム・セミナー、展示会・商談会などを実施し、相手国に対する我が国農林水産物・食産業の PR や規制緩和等の働きかけを支援します。
- 4. 食産業インフラを浸透させるための取組

我が国の食産業インフラの浸透を図るため、専門家派遣・関係者招へい等による能力強化・技術向上への支援、民間企業等が行う技術・ノウハウの普及・導入のための 実証等への支援を実施します。

> 委託費、補助率:定額 委託先、事業実施主体:民間団体等

お問い合わせ先: 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5914) 食料産業局輸出促進課 (03-3502-3408)

海外農業 貿易投資環境調查分析事業

百万円 (269)719 平成30年度概算決定額

- ◆「農林水産物の輸出力強化戦略」や「グローバル・フードバリューチェーン戦略」等に基づき、日本からの農林水産物・食品の輸出拡大、我が国食産業 の海外展開等を図っていくことが必要。
- 特に、各国(輸出重点国・地域等)における食品輸入規制や小売業等に係る外資出資規制の緩和、コールドチェーンの整備を含むフードバリュー チェーンの構築などビジネス環境の整備・改善を推進するため、宜民協議会、二国間対話等を戦略的に活用することが重要。

業内容

1. 官民協議会等の実施

- 民間企業・団体、関係省庁等が参加する「<u>グローバ</u> ル・フードバリューチェーン推進官民協議会」を開催
- ASEAN、インド等の地域別部会やコールドチェーン、 輸出環境整備等の分野別研究会等を開催
- 相手国におけるビジネス環境に関する情報や問題 意識を共有するとともに優先課題を特定



推進官民協議会

二国間対話等での官民連携による働きかけ・PRの実施 က်

- 二国間政策対話等を実施し、相手国側に対し、 ビジネス環境に関する規制緩和等を要請
- 規格・認証等の民間主導の事実上の規制・ ルールの改善も視野に入れ、
- 官民フォーラム・セミナーの実施
- ② 展示会・商談会や食関連イベント等の開催 ③ 民間企業等が行う相手国等に対する働きかけへの支援
- → ビジネス環境の改善、民間企業の提携先の発掘や連携強化、事業PR及び働き かけを支援

2. 諸外国の制度・投資環境等の専門的調査

- 高い調査・分析能力を有する専門家を活用し、相手国の農業、貿易・投資政策等 の根拠法令や運用実態の詳細等を調査
- 専門家を加えた官民による調査団を派遣し、相手国の制度の運用実態等につい て現地調査を実施
- → 相手国の制度の問題点や改善すべき点等を詳細に把握し、二国間政策対話等 の場で具体的・効果的で説得力のある政策提言や改善提案を行う

食産業インフラを浸透させるための取組

- 我が国の食産業インフラ(ハード・ソフト)を浸透させ、民間企業等の海外展開・拠 点拡大を促進するため、
 - ① 専門家派遣・関係者の招へい等への支援
- ② 技術・ノウハウ等の導入・普及のための実証等への支援
 - などを実施

日越農業協力対話ハイレベル会合

食産業関連の能力向上、技術導入やインフラ整備を通じて、我が国の農林水産 物・食品の輸出拡大を図る 1

眠 出

二国間政策対話等を通じ、相手国におけるビジネス環境の整備・改善を促進し、日本からの<u>農林水産物・食品の輸出拡大、食産業の海外展開を図る</u>。



輸出証明書発行 システムの 入力方法を教えて



どれくらいの書類と 期間が必要なの?



日本政府の支援策の ぜんぶ、どこで 詳しく見ることが できますか?

農林水産物・食品の輸出で、 困ってること、ありませんか?

あんな質問、こんな相談、お答えします、一緒に考えます。

ヨーロッパでの 流通ルート開拓、 アドバイス もらえますか?



マカオのレストランが 日本食材を輸入したい とのこと。 必要な手続きは?



最高級の檜を輸出したい! どこの国がおすすめですか?





イスラム圏に 輸出したいので、 ハラールについて 教えてほしい!

相手先から輸出品の 産地証明を求められ ました。 取得方法は?



放射性物質の 規制は、各国で どうなって いるの?



現地で証明書のハンコの印影が 違うと言われ、通関できず困った!

JETRO×農林水産省

輸出のあれこれ

相談所



アジアでの 国際見本市の 予定、教えて ください!



米国にかまぼこの輸出を 検討しています。 どんな準備が必要ですか?



JETRO(ジェトロ:日本貿易振興機構)と農林水産省は、

皆さまに"無料"でご利用いただける農林水産物・食品の輸出相談窓口を全国各地に設けています。 例えば輸出先国の各種規制・制度、書類手続き方法、各種支援事業、輸出先国のマーケット情報など、

輸出についてのさまざまなお問い合わせ・ご相談に、ぜひご活用ください!

輸出先国のマーケット情報、見本市・商談会情報、書類手続き方法など。

ジェトロ(日本貿易振興機構) ジェトロ本部 03-3582-5646

ジェトロ北海道	011-261-7434
ジェトロ青森	017-734-2575
ジェトロ盛岡	019-651-2359
ジェトロ仙台	022-223-7484
ジェトロ 秋田	018-865-8062
ジェトロ山形	023-622-8225
ジェトロ福島	024-947-9800
ジェトロ関東	03-3582-4953
ジェトロ茨城	029-300-2337
ジェトロ栃木	028-670-2366
ジェトロ千葉	043-271-4100
ジェトロ横浜	045-222-3901
ジェトロ山梨	055-220-2324
ジェトロ長野	026-227-6080
ジェトロ諏訪	0266-52-3442
ジェトロ静岡	054-352-8643

ジェトロ浜松 053-450-1021 ジェトロ新潟 025-284-6991 ジェトロ富山 076-444-7901 ジェトロ金沢 076-268-9601 ジェトロ福井 0776-33-1661 ジェトロ岐阜 058-271-4910 ジェトロ名古屋 052-589-6210 ジェトロ三重 059-228-2647 ジェトロ滋賀 0749-21-2450 ジェトロ大阪本部 06-4705-8606 ジェトロ京都 075-325-5703 ジェトロ神戸 078-231-3081 ジェトロ鳥取 0857-52-4335 ジェトロ松江 0852-27-3121 ジェトロ岡山 086-224-0853 ジェトロ広島 082-535-2511 ジェトロ山口 083-231-5022 ジェトロ徳島 088-657-6130 ジェトロ香川 087-851-9407 ジェトロ愛媛 089-952-0015 ジェトロ高知 088-823-1320 ジェトロ福岡 092-741-8783 ジェトロ北九州 093-541-6577 ジェトロ佐賀 0952-28-9220 ジェトロ長崎 095-823-7704 ジェトロ熊本 096-354-4211 ジェトロ大分 097-513-1868 ジェトロ宮崎 0985-61-4260 ジェトロ鹿児島 099-226-9156 ジェトロ沖縄 098-859-7002

電話 | 平日 9 時~ 12 時 /13 時~ 17 時 (祝祭日・年末年始を除く)

輸出先国の各種規制・制度、放射性物質や検疫、各種支援事業など。

農林水產省•地方農政局等 農林水產省輸出促進課 03-6744-7155

北海道農政事務所 011-330-8810 東北農政局 022-221-6402 関東農政局 048-740-5351 北陸農政局 076-232-4233 東海農政局 052-223-4619 近畿農政局 075-414-9101 中国四国農政局 086-224-9415 九州農政局 096-211-8607 沖縄総合事務局 098-866-1673

電話 | 平日 9 時~ 12 時 /13 時~ 17 時 (祝祭日・年末年始を除く)

農林水産省相談メールフォーム | https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/shokusan/kaigai/160912.html

- ●酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けております。
- ●新輸出大国コンソーシアムの専門家が、海外展開を目指す中堅・中小企業の方を支援します。 詳細はお近くのジェトロ事務所にお問い合わせください。新輸出大国コンソーシアムホットライン 0120 - 95 - 3375



輸出先国の規制や運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

香	港	在香港日本国総領事館	+852-2522-1184	t00661@mofa.go.jp
		ジェトロ・香港事務所	+852-2501-7231 +852-2501-7224	HKG@jetro.go.jp
台	湾	公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所	+886-2-2713-0826	jfood.info-k1@tp.koryu.or.jp
韓	玉	在韓国日本国大使館	+82-2-2170-5235	kigyoshien-korea@so.mofa.go.jp
		ジェトロ・ソウル事務所	+82-2-399-5905 +82-2-3442-6082	KOS@jetro.go.jp
中	国	在中国日本国大使館	+86-10-8531-9800	keizai@pk.mofa.go.jp
		在上海日本国総領事館	+86-21-5257-4766	http://www.shanghai.cn.emb- japan.go.jp/support/index.html
		在広州日本国総領事館	+86-20-8388-3009	http://www.guangzhou.cn.emb- japan.go.jp/itpr_ja/keizai.html
		在重慶日本国総領事館	+86-23-6372-381	kigyoshien@cq.mofa.go.jp
		在瀋陽日本国総領事館	+86-24-2321-8956	kigyoshien@ya.mofa.go.jp
		在青島日本国総領事館	+86-532-8090-0001	kigyoshien@qd.mofa.go.jp
		在大連領事事務所	+86-411-8370-4077	kigyo@ya.mofa.go.jp
		ジェトロ・上海事務所	+86-21-6270-0489	PCS@jetro.go.jp
		ジェトロ・北京事務所	+86-10-6513-7077	PCB@jetro.go.jp
		ジェトロ・大連事務所	+86-411-8360-9418	PCD@jetro.go.jp
		ジェトロ・青島事務所	+86-532-8387-8909	PCQ@jetro.go.jp
		ジェトロ・広州事務所	+86-20-8752-0060	PCG@jetro.go.jp
		ジェトロ・武漢事務所	+86-27-5950-0707	PCW@jetro.go.jp
		ジェトロ・成都事務所	+86-28-8779-6693	PCC@jetro.go.jp
シンガポ	・ル	在シンガポール日本国大使館	+65-6235-8855	nihonkigyoushien@sn.mofa.go.jp
		ジェトロ・シンガポール事務所	+65-6221-8174	SPR@jetro.go.jp
マレー	シア	在マレーシア日本国大使館	+603-2177-2714	business@kl.mofa.go.jp
		ジェトロ・クアラルンプール事務所	+603-2171-6077	MAK@jetro.go.jp
ブルネ	ネ イ	在ブルネイ日本国大使館	+673-2238052	kigyoushien@bw.mofa.go.jp

インドネシア	在インドネシア日本国大使館	+62-21-39839754	support-japan100@dj.mofa.go.jp
	ジェトロ・ジャカルタ事務所	+62-21-5200264	JKT@jetro.go.jp
タ イ	在タイ日本国大使館	+66-2207-8595	business-support@bg.mofa.go.jp
	ジェトロ・バンコク事務所	+66-2253-6441(Ext128)	bgk-food@jetro.go.jp
ベトナム	在ベトナム日本国大使館	+84-4-3846-3000	keizaihan-agri@ha.mofa.go.jp
	在ホーチミン日本国総領事館	+84-8-3933-3510	hcm-keizaikeikyo@hc.mofa.go.jp
	ジェトロ・ホーチミン事務所	+84-8-3821-9363	VHO@jetro.go.jp
	ジェトロ・ハノイ事務所	+84-4-3825-0630 +84-4-3846-3000	VHA@jetro.go.jp
ミャンマー	在ミャンマー日本国大使館	+95-1-549644~8	nihonkigyo-shien@yn.mofa.go.jp
	ジェトロ・ミャンマー事務所	+95-1-371787	MYY@jetro.go.jp
フィリピン	在フィリピン日本国大使館	+63-2-551-5710	nikkeikigyo.phil@ma.mofa.go.jp
	ジェトロ・マニラ事務所	+63-2-892-4376	MLA@jetro.go.jp
イ ン ド	在インド日本国大使館	+91-11-4610-4610	jpemb-economic@nd.mofa.go.jp
	ジェトロ・ニューデリー事務所	+91-11-4168-3006	IND@jetro.go.jp

輸出先国の規制や運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

米		国	在米国日本国大使館	+1-202-238-6712 +1-202-238-6721	business-support@ws.mofa.go.jp
			在アトランタ日本国総領事館	+1-404-240-4300	keizai@aa.mofa.go.jp
			在サンフランシスコ日本国総領事館	+1-415-780-6000	economic@sr.mofa.go.jp
			在シアトル日本国総領事館	+1-206-682-9107	economy@se.mofa.go.jp
			在ポートランド領事事務所	+1-503-221-1811	keizaiportland@se.mofa.go.jp
			在シカゴ日本国総領事館	+1-312-280-0400	econ@cg.mofa.go.jp
			在デトロイト日本国総領事館	+1-313-567-0120	seikei@dt.mofa.go.jp
			在デンバー日本国総領事館	+1-303-534-1151	economics@de.mofa.jp
			在ナッシュビル日本国総領事館	+1-615-340-4300	economics@nv.mofa.go.jp
			在ニューヨーク日本国総領事館	+1-212-371-8222	business-support@ny.mofa.go.jp
			在八ガッニャ日本国総領事館	+1-671-646-1290	infocgj@ag.mofa.go.jp
			在ヒューストン日本国総領事館	+1-713-502-6900	info@ho.mofa.go.jp
			在ボストン日本国総領事館	+1-617-973-9772	business@bz.mofa.go.jp
			在ホノルル日本国総領事館	+1-808-543-3111	companysupport@hl.mofa.go.jp
			在マイアミ日本国総領事館	+1-305-530-9090	business-support@mi.mofa.go.jp
			在ロサンゼルス日本国総領事館	+1-213-617-6700	keizai@ls.mofa.go.jp
			ジェトロ・アトランタ事務所	+1-404-681-0600	ama-project@jetro.go.jp
			ジェトロ・サンフランシスコ事務所	+1-415-392-1333	sfc-marketing@jetro.go.jp
			ジェトロ・シカゴ事務所	+1-312-832-6000	CGO@jetro.go.jp
			ジェトロ・ニューヨーク事務所	+1-212-997-0439	nya-food@jetro.go.jp
			ジェトロ・ロサンゼルス事務所	+1-213-624-8855	lag-food@jetro.go.jp
カ	ナ	タ	在カナダ日本国大使館	+1-613-241-8541	economic@ot.mofa.go.jp
			ジェトロ・トロント事務所	+1-416-861-0325 +1-416-861-0196	TOR@jetro.go.jp

輸出先国の規制や運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

ブラジ	ル 在ブラジル日本国大使館	+55-61-3442-4215	zaibrazilnihonkigyou@bs.mofa.go.jp
	ジェトロ・サンパウロ事務所	+55-11-3141-0788	SAO@jetro.go.jp
チ	リ 在チリ日本国大使館	+56-2-2232-1807	eco.japon@sg.mofa.go.jp
	ジェトロ・チリ事務所	+56-2-2203-3406	info.santiago@jetro.go.jp
=		. 64 .2 .6272 72.40	
豪	州 在豪州日本国大使館	+61-2-6272-7240	economics@cb.mofa.go.jp
	在シドニー日本国総領事館	+61-2-9250-1034	cgeco@sy.mofa.go.jp
	在パース日本国総領事館	+61-8-9480-1825	eco@pt.mofa.go.jp
	在ブリスベン日本国総領事館	+61-7-3221-5188	economic@bb.mofa.go.jp
	在メルボルン日本国総領事館	+61-3-9667-7816	jc-biz@mb.mofa.go.jp
	ジェトロ・シドニー事務所	+61-2-9002-6201	SYD@jetro.go.jp

輸出先国の規制や運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

Е	U 欧州連合日本政府代表部	+32-2-500-7756	info@eu.mofa.go.jp
	ジェトロ・ブリュッセル事務所	+32-2-282-0506 +32-2-282-0508	BEB@jetro.go.jp
ドイ	ツ 在ドイツ日本国大使館	+49-30-21094-0	japanese-info@bo.mofa.go.jp
	ジェトロ・ベルリン事務所	+49-30-2094-5560	info-bln@jetro.go.jp
英	国 在英国日本国大使館	+44-20-7465-6500	shokusangyo-support@ld.mofa.go.jp
	ジェトロ・ロンドン事務所	+44-20-7421-8327	agra_london@jetro.go.jp
フラン	ス 在フランス日本国大使館	+33-1-4888-6236	food-promotion@ps.mofa.go.jp
	ジェトロ・パリ事務所	+33-1-4261-2922 +33-1-4261-2951	PRS@jetro.go.jp
イタリ	ア 在イタリア日本国大使館	+39-06-488-5169	business-support@ro.mofa.go.jp
	ジェトロ・ミラノ事務所	+39-02-7211-791	mil-event@jetro.go.jp
ロシ	ア 在ロシア日本国大使館	+7-495-229-2579	kigyoshien@mw.mofa.go.jp
	在ウラジオストク日本国総領事館	+7-423-226-7502	jpconvl@vl.mofa.go.jp
	在サンクトペテルブルク日本国総領事館	+7-921-957-2345	keizai@px.mofa.go.jp
	在ノバロフスク日本国総領事館	+7-4212-413-044	consul@kh.mofa.go.jp
	在ユジノサハリンスク日本国総領事館	+7-4242-726-055	sakhalinjp1@ys.mofa.go.jp
	ジェトロ・モスクワ事務所	+7-495-580-7320	rsm-pj@jetro.go.jp
	ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所	+7-812-318-0267	RSS@jetro.go.jp
中	東 在アラブ首長国連邦日本国大使館	+971-2-4435696	embjpn@ab.mofa.go.jp
	在ドバイ日本国総領事館	+971-4-3319191	kigyo-shien@du.mofa.go.jp
	ジェトロ・ドバイ事務所	+971-4-3880601	UAD@jetro.go.jp
エジプ	ト 在エジプト日本国大使館	+20-2-25285910	japan.foodbiz.egypt@ca.mofa.go.jp
	ジェトロ・カイロ事務所	+20-2-25741111	CAR@jetro.go.jp

この体制についての問合せ先

外務省経済局官民連携推進室 03-5501-8336

農林水産省食料産業局輸出促進課 03-6744-7155

ジェトロ(日本貿易振興機構) 農林水産・食品部農林産品支援課

03-3582-8348